

おの

議会だより

No. 139

平成 15 年 7 月 25 日

発行

大野市議会事務局

<http://www.city.ono.fukui.jp/>



子育て交流ひろばが開設

第 326 回 6 月定例会

議案 9 件を可決・同意 市会案 3 件も可決

第三二六回定例会市議会は六月十日に開会され、理事者提出の議案九件と議員提出の市会案二件を審議しました。

初日は、会期を二十五日までの十六日間と定めた後、平成十五年の一般会計補正予算案をはじめとする七議案が上程され、提案理由の説明が行われました。

十六日は一般質問が行われ、

常見悦郎(新政会) 松原啓治(清和会)

浦井智治(日本共産党) 牧野 勇(新政会)

竹内安江(清和会) 寺島藤雄(新政会)

の六議員が、

十七日には、

砂子三郎(新政会) 宮澤秀樹(清和会)

榮 正夫(日本共産党) 幾山秀一(新政会)

松田信子(新政会) 米村輝子(無党派)

の六議員がそれぞれ質問に立ちました。

質問終了後、陳情が上程され、初日上程の議案とともに所管の各委員会に付託されました。

その後「税源移譲を基本とする三位一体改革の早期実現を求める意見書」の採決が行われ、全会一致で意見書を政府関係機関等に提出することに決しました。

最終日の二十五日には、各委員長報告の後、議案等の採決が行われ、議案七件はいずれも原案のとおり可決されました。

続いて、人事に関する追加議案二件が上程され、いずれも原案のとおり同意されました。

引き続き市会案二件が上程され、全会一致で可決して、閉会しました。

皆さんから提出された陳情の結果は、別掲のとおりです。

市政をきく 一般質問から

○入札制度と地元企業育成について

・地元企業の育成

問 郵便入札等新しい入札制度が地元企業育成に貢献すると思うか。

答 郵便入札の入札方法である条件付一般競争入札は、入札参加資格を満たせばだれでも入札できることから、受注者側には受注機会拡大というメリットがある。また低入札価格調査制度は、受注者側が経営努力や技術力を入札価格に反映することができるなどのメリットがある。

さらに指名競争入札は、大野市建設工事入札参加者選定要領の中で、大野市内の業者を優先的に指名するよう規定しているし、また条件付一般競争入札においても、入札公告の入札参加

資格に関する項目の中で、大野市の業者であることの条件を設定している。

発注者側・受注者側双方のメリット・デメリットを見極めながら、今後も入札制度が透明かつ公正なものであるよう改善を図っていきたい。

・予定価格の公開

問 入札制度の見直しとして、積算内容も含む予定価格を入札前に公開する考えはないか。

答 大野市では「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の規定に基づいて、年間の発注見通し・入札参加資格者名簿・入札の結果・指名の理由・契約の内容等について公表している。

また、同法に規定はないが、設計価格の事前公表・予定価格と最低制限価格および調査基準価格の事後公表等についても積極的に進めている。

・郵便入札取り入れの理由

問 今回の郵便入札を取り入れた理由と、郵便入札のメリットとデメリット等は何か。

答 郵便入札の入札方法は条件付一般競争入札になる。

条件付一般競争入札とは、工事ごとに入札参加者の条件を設定し、この条件を満たす者はだれでも入札に参加できるという入札方法である。

受注者側にとっては受注機会

の拡大というメリットがあり、発注者側にとっては競争性が高まり、結果として工事コストの低減というメリットがある。

従来、条件付一般競争入札は入札参加者が特定されないことによる入札事務の煩雑さ等のために、極めて少ない入札方法であった。

しかしながら近年、電子入札の技術が確立され、煩雑な入札事務が電子的に処理されることにより、条件付一般競争入札が可能となってきた。

そこで当市では、この電子入札の前段階として、一部の工事について郵便入札を試行し、その効果や問題点を見極めていきたいと考えている。

○森林政策について

・森林の重要性と役割

問 森林は地球温暖化防止や水のかん養等大切な役割を担っているが、市の考えはどうか。

答 森林は林産資源を供給するとともに、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場、自然環境の保全・形成などの多面的機能を有しており、私たちの生活と深くかかわっている。

また、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素の吸収や蒸発散

作用により、自然環境の調整を行うなど、森林特有の機能を発揮している。

これら森林のもたらす多面的機能を将来にわたり維持するために、森林の保全をはじめ、植林・間伐・保育・伐採等適正な森林施業や維持管理を行うとともに、計画的・一体的な森林整備を推進していきたい。

また、後継者不足と森林管理放棄については、優秀な森林施業士の育成研修事業に対する補助のほか、十四年度から五年間実施する森林整備地域活動支援交付金事業により、森林施業の地域活動に対し補助をしたい。

・林道整備と治山・治水事業

問 林道・作業道の整備状況と治山・治水事業の取り組みについて聞きたい。

答 当市の林道は五十一路線で延長は百三十四キロメートル、民有林内の林道密度は一センチメートル当たり四・三

メートルである。作業道も含めると一センチメートル当たり十四・三センチメートルであり、林道の舗装率は約四〇パーセントである。

今後さらに、広葉樹の拡大造林および人工林に対する間伐・保育等の施業の推進と林業生産コストの軽減を図るため、これからは林道密度を上げるよう、路線の整備に取り組みたい。

治山・治水事業は、森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を守り、水源のかん養や生活環境の保全を図る上で極めて重要な国土保全政策の一つである。

現在、国の第九次治山事業七年計画に基づき事業が実施されているが、広大な森林面積を抱える当市としては、森林の多面的機能の充実に資しながら、山地災害の防止と復旧および生活環境の向上に資するため、地域森林計画に基づき、今後も積極的に取り組みたい。

審議日程

| | |
|---------|---|
| 10日 | 本会議（会期の決定、議案上程・提案理由の説明） |
| 11日～15日 | 休会 |
| 16日 | 本会議（一般質問） |
| 17日 | 本会議（一般質問、陳情上程、各案件委員会付託、市会案上程・採決） |
| 18日 | 常任委員会（産経建設） |
| 19日 | 常任委員会（民生環境） |
| 20日 | 常任委員会（総務文教） |
| 21日～22日 | 休会 |
| 23日 | 常任・特別委員会（総務文教、総合交通対策・市町村合併対策） |
| 24日 | 常任委員会（総務文教） |
| 25日 | 本会議（各委員長報告、質疑・討論・採決、追加議案上程・採決、市会案上程・採決） |

○中小企業振興対策について

・融資制度などの成果

問 公的資金の融資制度・市条例・補助金などの成果の実態はどうか。

答 市の融資制度について、平成十三年度から十四年度にかけて、融資手続きの簡素化や融資金額の拡大・償還期限の延長など大幅な見直しをしている。

また、利子補給の対象に開業資金を加えるなど、制度融資に係る補給制度の充実を行い、利用の拡大を図ってきた。

十四年度の融資実績は、四十一件で三億五千七百五十万円と

なり、見直し前の十二年度と比較して、件数で一・七倍、融資額で三・六倍と伸びている。

条例等に基づく補助金の実績状況について、工業振興助成金では、昭和四十四年からこれまでに十六事業所の企業立地が実現し、七億四千万円余りの補助金を交付している。

新おの産業おこし事業補助金は、新分野の事業開拓を支援し、平成十年度から五年間で十一件の事業支援を行っている。

他にも中小企業の競争力強化や環境に配慮した産業育成のため、中小工商業者等活性化支援事業補助金があり、十二年度から十四年度までに二十四件のISO（国際標準化機構）の規格

認証取得と一件の特許出願に対する補助金を交付している。

また、IT時代に対応した企業育成のため、商工会議所に専任指導員を配置して、十四年度には、二百八十四の事業所に対し、延べ五百六十二回の巡回指導を行っている。

これらの施策については、一定の実績を挙げたものと判断しており、今後その効果が現れてくるものと期待している。

・活性化を図る委員会等の設置

問 職業安定所・市・商工会議所・民間代表等が連携し、中小企業の活性化を図るための組織や委員会等を設置する考えはないか。

答 国では、中小企業の再生支援の取り組み強化のため、各都道府県に中小企業再生支援協議会を設置することとし、本県では本年二月に設立されている。

当再生支援協議会では個別の相談に応じて、中小企業診断士や公認会計士など専門家による個別支援チームを立ち上げ、経営改善計画等の立案や実施の側面的支援などを行っている。

| 議案の審議結果 6月定例会 | | |
|---------------|---|------|
| 議案 | 件名 | 結果 |
| 44 | 平成15年度大野市一般会計補正予算(第1号)案 | 原案可決 |
| 45 | 平成15年度大野市老人保健特別会計補正予算(第1号)案 | 原案可決 |
| 46 | 大野市地区計画等の案の作成手続に関する条例案 | 原案可決 |
| 47 | 大野市手数料条例の一部を改正する条例案 | 原案可決 |
| 48 | 平成15年度農業集落排水事業(木本)第1号工事請負契約の締結について | 原案可決 |
| 49 | 大字及び字区域の変更について | 原案可決 |
| 50 | 福井県市町村職員退職手当組合規約の変更について | 原案可決 |
| 51 | 監査委員の選任について | 同意 |
| 52 | 固定資産評価員の選任について | 同意 |
| 市会案 | 件名 | 結果 |
| 3 | 税源移譲を基本とする三位一体改革の早期実現を求める意見書 | 原案可決 |
| 4 | 農業委員会委員の推薦について | 原案可決 |
| 5 | 食料・農業・農村政策に関する意見書 | 原案可決 |
| 4月臨時会 | | |
| 議案 | 件名 | 結果 |
| 37 | 土地の取得について | 原案可決 |
| 38 | 専決処分の承認を求めることについて(平成14年度大野市一般会計補正予算(第7号)) | 承認 |
| 39 | 専決処分の承認を求めることについて(大野市税賦課徴収条例の一部を改正する条例) | 承認 |
| 40 | 専決処分の承認を求めることについて(大野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例) | 承認 |
| 41 | 専決処分の承認を求めることについて(大野市農林政審議会条例の一部を改正する条例) | 承認 |
| 42 | 専決処分の承認を求めることについて(大野市特別土地保有税審議会条例を廃止する条例) | 承認 |
| 43 | 監査委員の選任について | 同意 |

○教育問題について

・総合学習

市としては、当再生支援協議会の積極的な活用を促進するとともに、大野商工会議所と連携を密にし、中小企業相談所機能の充実を図りながら、中小企業の再生と活性化に取り組んでいきたいと考えている。

不況対策や中小企業の活性化を図るための協議組織の設置についても、今後検討していきたいと考えている。

問 学校教育の中に総合学習の時間が導入されたが、教育委員会としての評価と今後の対応について聞きたい。

答 新しく創設された総合的な学習の時間は、児童生徒が自ら学び、自ら考える力を育成し、生きる力としての学力の質を向上させるよう努めている。

各学校では地域の特色を生かした取り組みが始まっており、例えば、サツマイモを栽培し朝市に出店する学習や、手話を学び障害者との交流を深める学習、外国人を招き英会話や異文化への理解を深める学習、基礎学力を定着させるための取り組みなどがある。

このような学習を通して地域

の関心を深めたり、地域の人々との交流が広がったり、自分の力でやり遂げることによって自信を深めるなど、教科の学習では見られなかった成果が出てきていると評価している。

しかしながら、本格的な取り組みが始まってまだ一年であるため課題も多々ある。

子どもや地域などの実態に合わせ、どのような学習課題を設定していくか、学年ごとの系統性を持たせ、どのような力を育成していくか、育成した力をどのように評価していくかなどさらに研究を進め、よりよく問題を解決する力を培っていきけるよう努めていきたい。

・学校評議員制度

問 子どもにゆとりの中で豊かな人間性などの「生きる力」を育む学校教育のため、学校評議員制度を導入してはどうか。

答 学校評議員制度に類似した制度を導入している学校は、市内で既に何校かある。

これらの学校では、保護者や地域の人から、学校の要請に応じて学校教育に対するさまざまな提言を受けている。

教育委員会としては、先進校における成果を参考にして、平成十六年度にすべての小中学校において、それぞれの学校の実態に応じた学校評議員制度を導入するため検討している。

入

○農業問題について

・有機農業のモデル地区指定

問 今回策定した「おおの型食・農業・農村ビジョン」の中で、有機農業のモデル地区指定と有機農業の実践は、どのように反映されているのか。

答 このビジョンは、当市の農業および農村の将来展望を明らかにするとともに、その実現に向けた施策を積極的・計画的に推進するため策定した。

当ビジョンは、経営感覚の優れた経営体を目指していくため自立と共生を概念とし、農業経営や食の安全性・環境保全・高齢者福祉などにも配慮し、「経営体の育成と自立」「農業と自然環境との共生」「農業者と消費者との共生」「集落と集落との共生」「農村と都市との共生」の五点を柱とした施策の展開方向を示している。

また、個別経営体と組織経営体の二つを将来の担い手とすることや、有機農業の推進・発酵文化のまちづくりなど、当市の独自性を取り入れた内容となっている。

有機農業のモデル地区を指定し、無農薬・減農薬・有機農業の実践については、昨年度より

有機性資源である堆(たい)肥を施用した土づくりを行い、土壌が改善され、農作物の品質向上・安定収量が図られるかを実証するために、テラル越前農業協同組合に委託し、平沢区や中据区で有機堆肥施用実証圃(ほ)事業に取り組んでいる。

今後、実証圃事業の結果を見極めながら、実証圃面積の拡大や作物の種類を増やすことも検討していきたい。

また、本年度より有機農産物の生産を奨励するため、JAS法(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律)に基づき認定を受けた農業者等に対し、認定または監査に要する費用の二分の一で、五万円を限度に助成を行っている。

・後継者不足の施策

問 農業の後継者不足に対する施策について聞きたい。また、経営体の育成と自立はどうか。

答 当市の重要な産業である農業を力強いものにするためには地域農業の担い手である認定農業者などの個別経営体の育成と経営基盤の強化が必要である。

同時に後継者問題と併せながら、持続的な営農体制を築いていくためには、集落において効率的に営農を推進していく必要がある。

このため、奥越農林総合事務所の農業普及部・テラル越前農

業協同組合と連携して、集落説明会を開催し、生産組織の設立などの促進に努めている。

これからも、農業経営基盤の強化を図るため、関係機関・団体との連携のもと、組織化および法人化に向け、努力していきたいと考えている。

・農産物の価格安定制度

問 市長の提案理由説明の中で「従来の助成金に頼る農業からの脱却を」と述べているが、これまでの農業経営が助成金に必ずしも頼ったとは言えないと思うがどうか。

答 異常気象などによる農産物の価格変動によって、生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、国では水稲に対する価格・経営安定策として、稲作経営安定対策を平成十年度から実施している。なお、この制度は本年度で廃止され、十六年度からは米政策改革大綱により、新たな米価下落緩和策へ移行されるものと考えている。

また、野菜の価格安定対策としては、野菜等価格安定事業があるが、野菜産地の生産者が農業協同組合を通じて、市場に出荷された野菜や、花卉(き)の価格があらかじめ定められた保証基準を下回ったとき、規定に基づいて価格補てんする。

さらに、サトイモとイチゴについては、当市およびテラル越

前農業協同組合・大野里芋生産組合などで組織する大野市特産野菜生産安定事業協会より、流通過程において著しく安値になった場合、その価格の一部が補てんされている。

今後とも、関係機関・団体と協調しながら、価格安定制度の充実を図っていくことが、重要であると考えている。

○青少年健全育成のための取り組みについて

問 青少年健全育成のために、

青少年育成大野市民会議と補導委員会が協力して活動しているが、その活動内容を聞きたい。

答 将来の大野市を担う大切な青少年が心豊かに健全に育つようにと、さまざまな組織が取り組みを行っている。

主なものとして、青少年育成大野市民会議や大野補導委員会があり、市はこれらの団体に補助金等の助成や事務補助などの支援を行っている。

市民会議は、各小学校区単位の運営委員会、区長会、小・中・高等学校、PTA、婦人会など市内の青少年関係機関・団体をはじめ市民各層の代表者で構成されており、事務局を社会教育課内に置き、活動に関する連絡調整を行っている。

| 陳情の処理結果 | | | |
|----------|------------------------|-------------------------------|------------|
| 番号 | 件名 | 提出者 | 結果 |
| 3 | カラス・イノシシ等の鳥獣害対策に関する陳情 | 福井県農政連大野支部 支部長 北山謙治 | 採 択 |
| 4 | 高齢者生活支援ハウス建設についての陳情書 | 社会福祉法人 光明寺福祉会 理事長 一乗公博 | 継 続 審 査 |
| 継続分 2 | 現計画による西部アクセス道計画の撤回について | 新堀町内会・新堀の町並と環境を守る会 代表 山上晴也 | 不採択 |

また大野補導委員会は、奥越青少年愛護センター大野分室内に設置されている。

愛護センターは事務局を青少年教育センター内に置き、専任の指導員を一人配置している。

愛護センターの設置目的は、十八歳未満の青少年の愛護補導・非行原因の除去に努め、青少年の健全な育成に寄与することを目的としている。

補導委員会には、ボランティアとして愛の一声運動や祭礼・夏休みの巡回指導・街頭指導など青少年の愛護補導等をお願いしている。

青少年育成市民会議は、主に啓発的な活動を行い、補導委員会は街頭補導など実動的な活動を行っている。

○乳幼児医療費の無料制度について

問 乳幼児医療費の無料制度を就学前まで拡充するには、予算はどれだけ必要か。

答 現在行っている乳幼児医療費の助成制度では、子どもの数が二人以下の世帯では、三歳未満児が、また子どもの数が三人以上の世帯では、小学校就学前の乳幼児が、それぞれ助成の対象となっており、いずれの場合も、所得制限はしていない。

仮に、乳幼児医療費助成制度の補助対象者を小学校就学前のすべての六歳未満児まで拡大した場合の助成額は、今年度の事業費として予算計上している四千二百七十二万四千円に、概算で約二千万円上積みになると見込んでいます。

第325回 4月臨時会

4月28日、第325回臨時市議会が開かれ「監査委員の選任について」を含む議案7件を可決・承認・同意しました。

監査委員（議会選出）の
選任に同意

松井治男議員（62歳）
（阿難祖地頭方34-2）

現在の助成制度は、県費二分の一、市費二分の一の負担割合である。子どもの数が三人未満の世帯に対しての助成を、市単独事業として実施した場合には約二千万円の事業費となり、現在施行している分と合わせて市費負担額は約四千万円と、二倍の財政負担が必要になる。

○新型コロナウイルスについて

問 新型コロナウイルスの問題が叫ばれているが、中国からの研修生は当市に何人ぐらいいるのか。

また研修生の受け入れ態勢はどのようにチェックしているか。今後の受け入れに対し地元企業との話し合い・指導は行っているか。

答 新型コロナウイルスは、中国広東省で発生し、東アジアを中心に世界各地で大きな問題になっており、新しく発見されたウイルス性感染症である。

この新型コロナウイルスは、現在、国・県において、日々変わる状況について情報を密にしながら必要な対策を講じており、当市としても庁内の関係課による連絡会議を開催し、情報の共有化とその対策に関する庁内の連携を図っている。

この相談窓口を奥越健康福祉

センターと市の保健センターに設置し、市民の不安と相談に対応できる態勢をとっている。

外国人研修生受け入れ事業の中で、中国人研修生を平成五年度から受け入れており、四月一日現在、研修生が五十一人、実習生が百三人の合計百五十四人となっている。

現在、市内には遼日産業協同組合など五つの受入団体がありすべての団体が研修制度支援の公益法人である財団法人国際研修協力機構に加盟しており、その機構から受け入れに対するさまざまな指導を受けている。

また、研修生の入国に関しては、法務省の入国管理局が厳密に審査を行っている。

なお、新型コロナウイルス問題は、厚生労働省が国民への情報提供体制の整備をはじめとした、さまざまな取り組みを実施しており、これを受けて県でも、外国人研修生の受け入れにあたっての出国前の状況確認や、入国直後の健康管理の徹底など、受け入れを決定する際の注意事項の周知を、各受け入れ団体に対し行っている。

市としては、県の関係機関と連携し、各受入団体に対し、中国送り出し機関での出国前の研修生の健康診断の実施と、症状の有無などの感染監視体制の確立、入国後の約十日間は毎日検

温を行うなど健康管理を徹底するよう呼び掛けている。

研修生が居住している地域住民に対しては、要請があれば感染予防対策の機関である奥越健康福祉センターの医師等が出向いて、専門的見地から説明を行う体制を取っている。

○平成大野屋について

問 株式会社平成大野屋に対する委託料について聞きたい。

答 株式会社平成大野屋は、商業活動を展開する市民参加型の第三セクター方式による地域おこし会社として、平成十一年に設立された。経営分野として地場産品の販売や、開拓を行う販売部門と「奥越前はいから茶屋」を営業する飲食部門がある。

また、本来市が行うべき公益的な分野の受託部門として、まちなか観光拠点施設である洋館・平蔵などの施設管理と、全国の平成大野屋支店主と市民との交流や、情報発信などを行う平成大野屋事業とがある。

これまで大都市圏での物産販売や平成大野屋まつり・出向宣伝等を行い、まちなかを訪れる観光客の増加や当市のイメージアップに貢献してきた。

本年度は、施設の管理運営委

託料として約千二百万円、平成大野屋事業の委託料として約九百七十万円の計二千二百七十万円余りの委託契約を結んでいる。

施設の管理運営に係る委託料については、経常的な経費であり、今後大きな増減はないものと想定しているが、未整備となつている平成大野屋二階蔵を整備すると、この管理運営経費が増加することになる。

また、平成大野屋事業の委託料については、今後事業内容によって多少の増減は考えられるが、当面は現在の事業規模で継続していきたいと考えている。

市としても、市民参加型の第三セクターという設立趣旨・公益性に十分配慮するとともに、株式会社としての主体性・自主性も尊重しながら、平成大野屋が発展し、当市の活性化に寄与できるように、適宜適切に指導していきたいと考えている。



○農業委員会について

・農業委員会の目的・使命は何か。

答 大野市農業委員会は、選挙による委員が二十人、議会推薦による学識経験者が三人、農業協同組合推薦による委員が一人の計二十四人で構成している。

農業委員会は「農業委員会等に関する法律」に基づき、農業生産力の発展および農業経営の合理化を図るとともに、農民の地位向上に寄与するために、行政委員会として市町村に設置されている。

農業者の利益代表機関としての責務と自覚を持って、地域農業を発展させるため、別表のような目的・使命を持っている。

農業委員会の目的と使命

- 農用地の保全と有効利用を進めるため、適正な農地行政の推進に努めること
- 地域の特性を活かした土地利用型農業を確立するため、農用地の流動化と集団化を図ること
- 農家の声を活かし関係機関との連携を図り、情報の収集と建議活動を行うこと
- 活力ある明日の農村を築くため、後継者を確保し担い手を育てること
- 農業者の生活安定と福祉向上のため、農業者年金制度を推進すること

農業委員会の活動内容

- 農地の権利移動の許可
- 農用地利用集積計画の策定に当たっての承認
- 市の農業振興地域整備計画の策定・変更に当たっての意見
- 農地転用許可申請に際しての現地確認および県知事への意見書提出
- 小作料や農作業標準料金の改定
- 農業者年金の加入推進等

・農業委員会の活動

問 平成十四年度の農業委員会の活動のうち、特に農政委員会の活動について聞きたい。

答 農業委員会の会議は、全員が参加する総会が毎月開催され、議案について審議される。

専門部会として、農政委員会と農地委員会が設置されており、農政委員会では小作料や農作業標準料金の改訂等を、また農地委員会では農地の違反転用問題や優良農地の確保等について協議検討されている。

農業委員会は、農地等の法令に基づく業務に係る権利調整機関と、農地の流動化・担い手育成等の推進機関の二つの役割を担っている。

農地は食料生産の基盤であり食料の安定供給を図る上からも優良農地の確保と有効利用が重要である。さらに、農地は適正な耕作を行うことにより、水資

源のかん養・自然環境の保全・良好な景観の形成等の多面的な機能が発揮されている。

これからも優良農地の確保、認定農業者等の担い手への農地集積等について、農業委員会が主体となり、農業者の財産権と地域農業の利害に直接的な影響を及ぼす農地の権利移動等に関する施策を効果的・効率的に推進していきたい。

○雹(ひょう)の被害対策について

・被害状況

問 六月七日夕方に、局地的に降った雹の被害状況について聞きたい。

答 市では、雹が降った翌日に乾側・下庄北部地区に出向き、集落での聴き取りと被害状況調査を行うとともに、テラル越前農業協同組合より被害現状について聴き取りを行った。

被害集落は十一集落で、特に上中野・下中野・西市・庄林などで被害が大きく、被害面積は約三十九㊦に及んだ。

被害を受けた作物は、ムギ・キク・ユリ・イチゴ・ナス・スイカ・サトイモなどで、被害内容はムギの脱粒、花卉の芯(しん)折れや茎葉落ち、野菜では実の傷み・茎折れなどが見られ

人事案件

監査委員の選任に同意

川田 重一氏 (64歳)

(中荒井12-61)

た。特に被害の大きかった作物は、キク・ユリ・イチゴ・スイカとなっている。

主な被害作物についての今後の生育状況は、ユリについては回復しても出荷できる見込みは少なく、イチゴは等級落ちや出荷不能が出てくるものと予想される。スイカについては、生育不能や出荷不能なものが多く出ると見込まれる。

また、つる・茎や新芽に被害を受けた作物は、生育不能や出荷不能となる可能性がある。

これらの被害額は、今後の回復状況にもよるが、現在のところ約千四百万円になるものと予測している。

・救済措置

問 被害にあった農家に対しての救済措置をどう考えるか。

答 被害補償には、農業災害補償法に基づく農業共済制度があ

るが、越前農業共済組合では、補償対象作物は水稲・ムギ・ダイズ・ソバのみとしている。

被害のあった作物については、病害予防および生育の回復を図るために、薬剤・液肥を早急に散布するよう、緊急営農特報を被害農家に対しテラル越前農業協同組合が、六月九日に配布している。

市としては、今回、被害を受けた作物のほとんどが、市の特産作物として奨励している作物であり、テラル越前農業協同組合や市場に出荷している農家を対象に、雹災害に伴って必要となる病害予防・育成回復に係る農業の経費の一部について、支援できるように検討したいと考えている。



雹の被害を受けたサトイモ

○思いやりと豊かな心を育むまちづくりについて

・配偶者からの暴力（ドメスティックバイオレンス・DV）の取り組み計画と現状把握

問 ドメスティックバイオレンス防止法（DV法）施行後における市の取り組み計画と現状把握について聞きたい。

答 当市では福祉課がDVに関する相談窓口として、奥越健康福祉センターおよび総合福祉相談所等と連携を取りながら、相談業務に当たっている。

また、平成十四年六月号の市報で、DV法の趣旨や各相談機関の紹介を行ったが、現在のところ福祉課でDVに関する相談を受け付けたことがない。

農業委員会委員3人を議会推薦

- 土本 けい子氏 (54歳) (庄林37-38)
- 長田 泰子氏 (56歳) (中据15-6)
- 帰山 幸子氏 (53歳) (下唯野38-11)

この原因として、配偶者からの暴力は、主に家庭内で行われるため、外部からの発見が困難であることが多く、また被害者も配偶者からの報復や家庭の事情などから、その保護を求めることに、ためらいがあるのではないかと考えている。

・被害者、加害者への対応
問 悩みや相談を抱えた被害者等の救済、加害者指導などの対応はどのようにするのか。

答 当市における実際のDV件数は、把握できていないが、全国的にみると、配偶者からの暴力が事件として扱われ、検挙された件数は、警察庁の調べによると、十年から十四年までの五年間で、五百九十九件から千六百六十六件と約三・二倍に増加し深刻な社会問題となつている。

当市においても、被害者が潜在しているのではないかと考えている。

このため、市としても、相談があつた場合には、相談者の人権を十分に尊重しながら対応するとともに、事務所での相談だけでなく、電話での相談も受けたいと考えている。

また、この夏には、市民がより安心して気軽に相談に訪れることができるよう、福祉課の事務室を拡張し、オープンカウンタリー化するなど相談窓口の充実を図りたい。

○公共下水道事業基本計画の見直しについて

・地下水総合調査の分析結果
問 地下水総合調査の分析結果を今回の見直しにどのように反映させたのか。

答 今回の見直しの一つである管きよ計画の幹線ルートについては、地形条件や経済性・事業効果・地下水への影響など、複数の要件を総合的に判断し、検討を行った。

地下水への影響に係る検討は地下水総合調査の「季節による地下水位や水位変動調査」などの結果を幹線管きよの埋設深やルート設定の参考とするため、当該調査を行った専門家から直接、話を聞きながら行った。

・第二期処理場建設計画
問 第二期事業の処理場建設計画は過大設備ではないか。

答 この計画は、次期認可区域面積約二百八十五ha²についての汚水の流入を予測して計画しているが、処理場の施設については、一度にすべて建設するのではなく、面整備の進捗よくに伴って増加する汚水の量によって、段階的に増設していく。

・背割り排水復活と汚水処理
問 背割り排水の復活計画・周辺地区の汚水処理計画・環境保

全意識の啓発等まちづくりと一体的に構想し直せないか。

答 第四次大野市総合計画では、環境保全と美しい景観づくりのまちを指すとしており、大野らしい歴史や文化を生かしたまちづくり・環境整備を、市民とともに推し進める必要がある。

生活排水の実態調査や現地調査から、背割り水路敷の下水道への活用は考えていない。

しかしながら、現在取り組んでいる「まちなみ環境整備事業」や「亀山周辺整備事業」、その他の道路整備事業等との調整を行いながら、公共下水道事業を推進していく予定である。

○市町村合併について

・行財政の現況と将来予測

問 調査研究を進める中で、行財政の現況と将来予測についてどう考えるか。

答 一月十四日、大野市・和泉村任意合併協議会を設立し、合併の是非やメリット・デメリット等を検討するための調査・研究に取り組んでいる。

協議会は、合併協定項目や両市村の事務事業等、合併に関する調査研究のとりまとめと、合併した場合の基本構想となる、新しいまちづくり計画案の作成

を主な役割としている。

これまで、ほぼ月一回のペースで協議会を開催し、合併協定項目や事務事業等については、住民サービスや住民負担にかかわりのあるものを取り上げて、二十五項目にまとめている。

そのうち、特に重要な基本四項目の一つである合併の方式については、五月九日の第四回協議会において和泉村を当市に編入することに決定した。

両市村の将来予測では、人口減少と少子高齢化の一層の進展・産業の低迷・厳しい財政運営などが見込まれており、楽観視はできない情勢にある。

・メリットとデメリット

問 合併のメリット・デメリットの議論はされているのか。

答 社会潮流などの一般的な観点に加え、両市村の特性等を十分踏まえて論議・検証している。

総合的にみて都市総合力の強化・広域的なまちづくり・住民サービスの高度化・行財政基盤の強化の面で有益としている。

懸念事項については、住民が特に関心と不安を持つ部分であり、「住民の声が届きにくくなるのではないか」「周辺部はさびれるのではないか」「面積だけが増えて財政基盤は強化されないのではないか」等の事例を挙げながら、対応策を具体的に検討している。

委員会報告

各委員会における協議事項・意見・要望等の趣旨について、それぞれの委員長からの報告は次のとおり。

●産経建設常任委員会

○大野市地区計画等の作成手続に関する条例案について

街なかの都市景観づくりを推進するためには、地区計画等を作成して規制をかけるだけでなく、市民の景観づくり・景観の保存に対して何らかの支援策を検討する必要がある。

これに対し市は、街なみ環境整備事業の中で、地区住民の同意を得て一定の基準を設け、補助金の交付要綱を制定したいとの考えでありこれを了承した。

○陳情について

継続審査となっていた「現計画による西部アクセス道計画の撤回について」の陳情については、議会として積極的かつ早急に亀山周辺整備事業と一体的に取り組むよう理事者に対し要請してきた経緯があり、すでにシビックセンター計画は実行の段階でありシティーゲートも今後計画されてくるものと考え、議会はすでに西部アクセス道路の建設計画を認めており、ま

●総務文教常任委員会

○入札について

た西部アクセス道路は当市の発展に重要な位置を占めるので、本陳情の趣旨に沿うことは困難であり、理事者は今後も地元と話し合いを継続するのだから不採択としてはどうかとの意見がある一方、地元との合意は重要であり採択すべきである。また、今しばらくは話し合いの動向を見極めることとし、継続審査とするべきなどの意見が出され、採決の結果、賛成少数で不採択と決した。

●民生環境常任委員会

○地下水総合調査について

二年にわたる地下水総合調査の概要がまとまり、当委員会に報告があったが、詳細な調査とこれまで蓄積されてきたデータの科学的な分析により、地下水のメカニズムを解明する貴重な資料である。これが単なる調査で終わるのではなく、上水道計画・下水道計画をはじめとして市政全般にわたって活用を図るとともに、地下水を守るための大切なデータとして有効に利用されたい。

○陳情について
「高齢者生活支援ハウス建設についての陳情書」については市として、県内の同等施設の現状等を研究することであり全会一致で継続審査とした。

また、低入札価格調査制度では、当該契約が履行できない恐れがあるラインとして調査基準価格を設定し、その調査基準価格を下回る入札があった場合は落札者の決定を保留し、その低価格入札者全員の調査をするとの理事者の説明である。

六月十一日に行われた入札において、調査基準価格を下回る入札者が四人おり、調査中であるとの説明だが、この制度は当市にとつて初の試みでもあり、今後の入札に大きな影響を及ぼすことから、理事者には適正な価格の裏付け調査を行うとともに、第三者機関等による厳密な調査の検討を要請した。

○入札参加者の施工能力調査について

入札参加者は大野市工事請負に関する指名競争入札参加資格の格付要綱に基づいて、指名し

ているが、請負契約の内容・特殊性等によっては必ずしも要綱の企業に適さない工事等があるので、該当企業の実態調査を行い、県に準じて三年または五年以内に施工した同程度以上の契約書の写しを提出させる等の措置が必要である。

●市町村合併対策特別委員会

○住民説明会について

五月九日に開催された任意合併協議会において、合併の方式が「編入合併」と決定され、具体的な作業が大きく進むが、今後市内十力所で住民説明会を開催し、市民の理解を得て、速やかに任意合併協議会から法定協議会に移行したいとの理事者の考えである。当委員会として、平成十七年三月の合併特例法の期限を見据え、理事者とともに精力的に活動したい。

●総合交通対策特別委員会

○中部縦貫自動車道について

沿線五地区の代表で構成する沿線地区協議会に対し、国土交通省が地元要望に対する説明を行ったが、実施困難という回答が多くあったと聞く。地域住民が地元の将来を考えて行う要望については、市として国・県に積極的に働き掛けをされたい。

○乗合タクシーについて

木本堀線については、十月からバスを一時休止し、予約制の乗合タクシー運行と小学校低学年の登下校時に別便による乗合ジャンボタクシーの運行や、また勝原線も乗合タクシーの試行事業を行うが、乗合タクシーと市内路線バスの運行状況を比較しながら調査・研究し、沿線住民が利用しやすい最善の方策を取られたい。

議会日誌

◆5月

1日 大野・美山・和泉正副議長会議
14日 宮城県角田市議会行政視察来訪
19日 埼玉県朝霞市議会行政視察来訪
21~22日 総務文教常任委員会研修
(東京)

30日 産経建設常任委員会協議会

◆6月

3日 会派代表者会議・議会運営委員会
10~25日 第326回市議会定例会
25日 議員全員協議会

◆7月

2~3日 北信越議長会豪雪等災害対策特別委員会 (石川県七尾市)
7日 滋賀県木之本町議会行政視察来訪
8日 群馬県桐生市議会行政視察来訪
9日 愛知県大口町議会行政視察来訪
10~11日 森林交付税創設促進全国議員連盟総会 (岐阜県高山市)
16日 鹿児島県阿久根市議会行政視察来訪
23~24日 北信越議長会豪雪等災害対策特別委員会中央要望 (東京)